

農村第628号
平成28年9月12日

岐阜県行政書士会
会長 大橋 一成 様

岐阜県農政部農村振興課長



農地転用許可申請における添付書類の取扱いの見直しについて

日頃より、当県の農地法関係事務にご理解及びご協力いただきましてありがとうございます。

今般、農地転用許可制度の適正な運用を図る観点から、農地法第4条及び第5条によるすべての許可申請に資金証明書の添付を求めるこことし、平成29年1月1日以降に市町村農業委員会で受け付けを行う許可申請から適用することとします。御了知のうえ、申請者への説明と円滑な事務処理にご配慮いただきますようお願いします。

また、これに伴い、別添のとおり、「農地事務の手引（第4版）」（平成23年4月）の一部を改正しましたので、ご了知いただきますよう併せてお願いします。

担当所属	岐阜県農村振興課農地利用調整係		
担当係長	松井	担当者	田島
電話番号	058-272-1111 内線2667		

「農地事務の手引」新旧対照表

新			旧		
第5 農地等転用制限(法第4条、法第5条)			第5 農地等転用制限(法第4条、法第5条)		
6 添付書類(規則第30条、第57条の2第2項)			6 添付書類(規則第26条、第48条 第2項)		
(1) 共通の添付書類			(1) 共通の添付書類		
書類の種類	書類の内容等	当該書類を必要とする主な理由	書類の種類	書類の内容等	当該書類を必要とする主な理由
資金計画に基づいて実施するためには資力があることを証する書面	資金証明書(預金残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し(許可を申請する者のものに限る。)等)	・申請者の資力から転用目的実現の確実性を審査	(新設)		
(4) 該当する場合に必要な添付書類			(4) 該当する場合に必要な添付書類		
必要な場合	書類の種類	当該書類を必要とする主な理由	必要な場合	書類の種類	当該書類を必要とする主な理由
(削除)			転用面積が3,000m ² 以上かつ転用事業費が1,000万円以上の場合	・資金証明書(預金残高証明書、融資証明書等)	・申請者の資力から転用目的実現の確実性を審査
12 審査留意事項			12 審査留意事項		
(6)資金調達についての計画			(6)資金調達についての計画		
ア 土地購入費、造成費及び建築費等に区分して、m ² 当たり単価及び必要経費が記入されているか確認 イ _____資金証明書(預金残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し(許可を申請する者のものに限る。)等)で確認			ア 土地購入費、造成費及び建築費等に区分して、m ² 当たり単価及び必要経費が記入されているか確認 イ 転用面積3,000m ² 以上かつ事業費1,000万円以上の場合は、資金証明書(預金残高証明書、融資証明書等)で確認		